## タキソノミーテーブル(教育目標の分類体系:タキソノミー)

## 科目名 メディア論Ⅲ ( 2024年6月25日作成) 氏名 井上 透 No.1

| (00する                    | 想起する   | 理解する  | 応用する   | 分析する   | 評価する                       | 創造する   |
|--------------------------|--|---|--|--|----------------------------|--|
| 内容<br>事実、概念、<br>手続き、メタ認知 | (再認、再生)  | 解釈、例示、分類、推 論、比較、説明  | 実行、遂行  | 比較、組織<br>結果と原因                               | チェック、判断                    | 生み出す、計画できる、汎化                                      |
| デジタルアーカイブにおける権利処<br>理の概要 | ・権利処理を意識できる。   | メディアの意義や性質、<br>種類を学ぶ。   | メディアを用いてメッ<br>セージを発信するある<br>いはメディアを活用す<br>る。                         | 倫理・著作権・肖像<br>権・プライバシー等<br>への配慮の必要性を<br>分析する。 | 配慮不足によるトラブル を理解する。         | 権利処理への配慮の重<br>要さを理解し、デジタ<br>ルアーカイブ化に活用<br>する。      |
| メディアの種類、意義、特徴            | ・メディアの意義、特<br>色はなにか                                      | メディアは何を伝えるの<br>かを理解し、情報源とメ<br>ディアの形態を説明でき<br>る。                 | メディアが自分にどの<br>ような影響があったの<br>か、情報源とそれぞれ<br>のメディアの形態を知<br>る。           | メディアの影響力<br>と、情報源と多様さ<br>を分析する。              | メディアの影響力と、情報源とその多様さ重要性を知る。 | メディアの影響力と、<br>情報源と多様さを知り<br>デジタルアーカイブ化<br>計画に活用する。 |
| 著作者と著作者人格権               | <ul><li>・著作物とはなにか</li><li>・著作人格権とはな</li><li>にか</li></ul> | ・法令に基づき著作物を<br>理解する。<br>・著作人格権を、公表権、<br>氏名表示権、同一性保持<br>権から理解する。 | <ul><li>・著作物とは何か、作物にするには届け出が必要かを考える</li><li>・著作人格権とは何かを考える</li></ul> | 事例によって権利保<br>護の重要さを分析す<br>る。                 | 権利保護の重要さを知る。               | 著作物と著作人格権を<br>知り、デジタルアーカ<br>イブ化に計画に活用す<br>る。       |

| 著作物と著作財産権      | ・著作財産権を理解できる。                | ・法令に基づき著作財産権を理解する。<br>・著作財産権を複製権、<br>公衆送信権、口述権、上<br>映権、貸与権、頒布権、<br>翻訳権、翻案権、著作物<br>の二次利用から理解する。 | 著作財産権を複製権、<br>公衆送信権、口述権、<br>上映権、貸与権、頒布<br>権、翻訳権、翻案権、<br>著作物の二次利用から<br>理解し活用場面を想定<br>する。 | デジタルアーカイブ<br>開発上の権利処理を<br>著作財産権から分析<br>する。                  | デジタルアーカイブ開発<br>上の権利処理を著作財産<br>権から知る。                     | 権利処理を著作財産権から知り、デジタルアーカイブ開発に活用する。             |
|----------------|------------------------------|--|---|---|--|--|
| 著作隣接権          | ・著作隣接権を理解できる。                | ・法令に基づき著作隣接権を理解する。 ・著作隣接権を、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者・有線放送事業者の権利から理解する。                           | 著作隣接権を、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者・有線放送事業者の権利から理解し活用場面を想定する。                                | デジタルアーカイブ<br>開発上の権利処理を<br>著作隣接権から分析<br>する。                  | デジタルアーカイブ開発<br>上の権利処理を著作隣接<br>権から知る。                     | 権利処理を著作隣接権から知り、デジタルアーカイブ開発に活用する。             |
| 著作物を無断で利用できる例外 | ・著作物を無断で利用できる例外を説明できる。       | ・法令に基づき例外的な無断利用を理解する。  | 例外的な無断利用として、私的使用、附属的対象物、教育利用、図書館・美術館・博物館による利用を想定する。                                     | デジタルアーカイブ<br>開発上の権利処理<br>を、例外的な無断利<br>用としてどこまで可<br>能かを分析する。 | デジタルアーカイブ開発<br>上の権利処理を、例外的<br>な無断利用としてどこま<br>で可能かを知る。    | 権利処理を例外的な無断利用としてどこまで可能かを知り、デジタルアーカイブ開発に活用する。 |
| 教育利用           | ・教育機関での著作物の複製や公衆送信について説明できる。 | ・利用できる条件として、営利を目的としない教育機関であること、教師や児童生徒・学生が自  | ・利用できる6つの条件を想定する。<br>・授業目的公衆送信保証金制度と一般社団法   | デジタルアーカイブ<br>利用上の権利処理<br>を、教育機関での著<br>作物の複製や授業目             | デジタルアーカイブ利用<br>上の権利処理を、教育機<br>関での著作物の複製や授<br>業目的公衆送信制度を活 | デジタルアーカイブ利<br>用上の権利処理を、教<br>育機関での著作物の複       |

|                        |   | ら複製を行うこと、授業<br>のために著作物を利用すること、必要な限度内であること、著作者の権利を不当に害しないこと、<br>慣行があるときは出所の明示をすることを理解する。<br>・無断で利用する場合は、授業目的公衆送信保証金制度を利用することを理解する。 | 人授業目的公衆送信保<br>証金等管理協会を活用<br>した講義の実施方法を<br>想定する。                           | 的公衆送信制度を活<br>用してどこまで可能<br>かを分析する。  | 用してどこまで可能かを知る。  | 製や授業目的公衆送信制度を活用して行う。  |
|------------------------|---|---|---|--|---|---|
| クリエイティブ・コモンズ・ライセ<br>ンス | ・クリエイティブ・<br>コモンズ・ライセン<br>スや文化庁の自由利<br>用マーク等の2次利<br>用条件(意思)表示<br>について説明でき<br>る。 | ・2次利用条件(意思)表示の必要性を理解する。<br>・クリエイティブ・コモンズ・ライセンスや文化<br>庁の自由利用マーク、ライトステートメントについて理解する。  | ・2次利用条件(意思)<br>表示の利用によるメリットを想定する。<br>・クリエイティブ・コ<br>モンズ・ライセンスの<br>活用を想定する。 | デジタルアーカイブ<br>利用上の権利処理に<br>おいて、2次利用条<br>件(意思)表示を活<br>用してスムーズに行<br>えるかを分析する。 | デジタルアーカイブ利用<br>上の権利処理において、<br>2次利用条件(意思)表<br>示を活用してスムーズに<br>行えるかを知る。  | デジタルアーカイブ利<br>用上の権利処理におい<br>て、2次利用条件(意<br>思)表示を活用してス<br>ムーズに行う。 |
| 図書館・博物館の利用             | ・図書館・博物館の利用について説明できる。   | ・公立図書館等での資料<br>の複製について理解す<br>る。<br>・国立国会図書館の資料<br>デジタル化と提供につい   | ・公立図書館等での資料複製のメリットを想定する。<br>・国立国会図書館の資料デジタル化と提供の                          | =  | デジタルアーカイブ利用<br>上の権利処理において、<br>図書館・博物館でどのよ<br>うにすればスムーズな利<br>用が可能かを知る。 | デジタルアーカイブ利<br>用上の権利処理におい<br>て、図書館・博物館で<br>スムーズな利用を行<br>う。       |

| 著作権契約書の作成 | ・著作財産権につい<br>ては契約によって譲<br>渡できることを説明<br>できる。                          | て理解する。 ・図書館等公衆送信保証金制度について理解する。 ・博物館の権利処理について理解する。 ・著作権契約書の作成には、文化庁の著作権契約書作成では、文化庁の著作権契約書作成を援システムの活用を理解する。 ・著作人格権と実演家人格権は一身専属性で譲渡できないことを理解する。   | メリットを想定する。 ・図書館等公衆送信保証金制度のメリットを想定する。 ・博物館の権利処理のメリットを想定する。 ・著作権契約書の作成に、文化庁の著作権契約書作成支援システムの活用を想定する。 ・著作人格権と実演家人格権と実演家人格権は一身専属性で譲渡できないことを想定する。   | デジタルアーカイブ<br>利用上の権利処理に<br>おいて、著作権契約<br>書のメリットを分析<br>する。 | デジタルアーカイブ利用<br>上の権利処理において、<br>著作権契約書のメリット<br>を知る。 | デジタルアーカイブ利<br>用上の権利処理におい<br>て、著作権契約書の作<br>成を行う。 |
|-----------|--|--|---|---|---|---|
| 肖像権       | ・肖像権は、勝手に<br>自分の肖像や全身の<br>姿を撮影されたり、<br>公開したりしない権<br>利であることを理解<br>する。 | ・法律、つまり実定法が<br>ないことから、裁判例に<br>よって権利処理を行うこ<br>とを理解する。<br>・最高裁判例によって、<br>被撮影者の社会的地位、<br>活動内容、撮影の場所、<br>撮影の態様、撮影の必要<br>性などを総合的考慮し、<br>撮影によって人格的な侵 | <ul> <li>・裁判例によって権利</li> <li>処理を行うことを想定する。</li> <li>・人格的な侵害が社会</li> <li>生活上の受忍限度を超える場合に違法となることを想定する。</li> <li>・デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドラ</li> </ul> | デジタルアーカイブ<br>利用上の権利処理に<br>おいて、肖像権処理<br>のメリットを分析す<br>る。  | デジタルアーカイブ利用<br>上の権利処理において、<br>肖像権処理のメリットを<br>知る。  | デジタルアーカイブ利<br>用上の権利処理におい<br>て、肖像権処理を行う          |

|                 |  | 害が社会生活上の受忍限度を超える場合に違法となることを理解する。・デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドラインを参考にする。・個人情報保護は、生存   | る。   |   |  |   |
|-----------------|--|--|--|---|--|---|
| 個人情報保護・プライバシー保護 | ・デジタルアーカイ<br>ブ公開による、個人<br>情報保護・プライバ<br>シー保護を説明でき<br>る。         | する個人に関する情報である氏名、生年月日等によりと口の個人を識別できるものを、むやみに公開しないことを理解する。 ・プライバシー保護は、「個人の秘密にしたい情報」や「公開されると私生活に干渉される可能性がある情報」であることを理解する。 ・個人情報保護委員会の活動を理解する。 | <ul><li>・個人情報保護の順守を想定する。</li><li>・プライバシー保護を想定する。</li></ul> | ・個人情報保護の順<br>守によるメリットを<br>分析する。<br>・プライバシー保護<br>によるメリットを分<br>析する。 | デジタルアーカイブ利用<br>上の権利処理において、<br>個人情報保護やプライバ<br>シー保護のメリットを知<br>る。 | デジタルアーカイブ利<br>用上の権利処理におい<br>て、個人情報保護やプ<br>ライバシー保護を行<br>う。 |
| 情報倫理・慣習         | <ul><li>・デジタルアーカイ</li><li>ブ開発には、著作</li><li>権、個人情報保護・</li></ul> | ・メディアやデータに<br>は、フェイクが入ってく<br>る可能性が高く、これら   |  | 理観の涵養内容を分   | デジタルアーカイブ開発<br>運用において、フェイク<br>を防ぐ倫理観の涵養の重                      | 発運用において、フェ  |

|             | プライバシー保護に 関する知識だけでな く、ファクトチェックや慣習に関する配 慮が必要なことを理解する。               | を防ぐ倫理観が必要なことを理解する。 ・取材にあっては、地域や特定のコミュニティーの人間関係や対外的な姿勢などの慣習に配慮することを理解する。 ・利用規約には、著作権  | を防ぐ倫理観の涵養を<br>想定する。<br>・取材には、地域の人<br>間関係や対外的な姿勢<br>などの慣習に配慮する<br>ことを想定する。 | ・取材時に必要な、地域の人間関係や対外的な姿勢などの慣習への配慮の内容を分析する。   | 要性を知る。 ・取材時に必要な、地域 の人間関係や対外的な姿 勢などの慣習への配慮の メリットを知る。   | 養を行う。<br>取材時に必要な、地域<br>の人間関係や対外的な<br>姿勢などの慣習に配慮<br>を行う。                                 |
|-------------|--|--|---|---|---|---|
| 利用規約        | ・デジタルアーカイ<br>ブの公開に際して、<br>スムーズな利用を図<br>るため利用規約が必<br>要なことを理解す<br>る。 | 等の所在、教育や商用利用可否及び条件、二次著作物を創作・利用する際の条件、改変についての条件などを設定する必要性を理解する。・オープンデータ化が進展しており、政府標準利用規約(20版)ではコンテンツの2次利用を進めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCCBYを推奨していることを理解する。 | ・利用規約に必要な条件を想定する。<br>・クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCCBYの利用を想定する。                    | ・利用規約に必要な<br>条件を分析する。<br>・クリエイティブ・<br>コモンズ・ライセン<br>スの CCBY の利用に<br>よるメリットを分析<br>する。 | デジタルアーカイブ運用<br>において、利用規約に必<br>要な条件を知る。<br>・クリエイティブ・コモ<br>ンズ・ライセンスの<br>CCBY の利用によるメリ<br>ットを知る。 | デジタルアーカイブ運<br>用において、利用規約<br>に必要な条件表示を行<br>う。<br>クリエイティブ・コモ<br>ンズ・ライセンスの<br>CCBY の利用を行う。 |
| まとめ・著作権等の情報 | ・情報化社会の進展に伴い、著作権法などが頻繁に改正され  | ・文化庁の著作権関連サイトにある「著作権テキ   | ・文化庁の「著作権テキスト」の活用を想定  | ・文化庁の「著作権テキスト」や著作権情   | デジタルアーカイブ開発運用において、文化庁の  | デジタルアーカイブ開<br>発運用において、文化  |

| ている状況を踏              | まえ スト」が重要であること | する。               | 報センターウェブサ     | 「著作権テキスト」や著 | 庁の「著作権テキスト」   |
|----------------------|----------------|-------------------|---------------|-------------|---------------|
| て、常に権利処              | を埋解する。         | ・著作権情報センター        | イトの活用によるメ     | 作権情報センターウェブ | や著作権情報センター    |
| 関する新しい情              | ・著作権情報センター     | のウェブサイトの活用        | リットを分析する。     | サイトの活用によるメリ | ウェブサイトの活用を    |
| 入手することが<br>  なことを理解す | (CRIC)は、著作権を理解 | を想定する。            | ・日本音楽著作権協     | ットを知る。      | 行う。           |
| なことを持り               | する情報を提供してお     | ・日本音楽著作権協会        | 会やデジタルアーカ     | ・日本音楽著作権協会や | ・日本音楽著作権協会    |
|                      | り、特に「Q&A」を理解   | やデジタルアーカイブ        | イブ学会、個人情報<br> | デジタルアーカイブ学  | やデジタルアーカイブ    |
|                      | する。            | 学会、個人情報保護委        | 保護委員会、日本フ     | 会、個人情報保護委員  | 学会、個人情報保護委    |
|                      | ・その他、日本音楽著作    | 員会、日本ファクトチ        | アクトチェックセン     | 会、日本ファクトチェッ | 員会、日本ファクトチ    |
|                      | 権協会やデジタルアーカ    | エックセンターのウェ        | ターのウェブサイト     | クセンターのウェブサイ | ェックセンターのウェ    |
|                      | イブ学会、個人情報保護    | プサイトの活用を想定<br>  . | の活用によるメリッ     | トの活用によるメリット | ブサイトの活用を行<br> |
|                      | 委員会、日本ファクトチ    | する。               | トを分析する。       | を知る。        | う。            |
|                      | ェックセンターの活動を    |                   |               |             |               |
|                      | 理解する。          |                   |               |             |               |

タキソノミーテーブル 学科・専攻【 デジタルアーカイブ専攻 】 科目【 メディア論皿